

小松島市人事行政の運営等の状況

小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、主に平成19年度における市職員の任用、給与、服務や勤務条件などをお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況

(単位：人)

部 局 別	平成18年度(A)	平成19年度(B)	増減(B)-(A)
	4月1日現在	4月1日現在	
市長部局	322	318	4
議会議務局	5	5	0
選挙管理委員会	2	2	0
監査委員	1	1	0
農業委員会	3	2	1
教育委員会	72	66	6
消防長	36	36	0
公営企業	40	39	1
合 計	481	469	12

(単位：人)

職 区 分	平成18年4月1日職員数	平成19年3月31日 退職者数	平成19年4月1日 採用者数	異動等による増減	平成19年4月1日 職員総数
一般行政職	230	20	10	4	224
税務職	28		5	-4	29
看護・保健職	10				10
福祉職	42	1			41
消防職	36		1	-1	36
企業職	40	2		1	39
技能労務職	68	1			67
幼稚園教育職	27	5	1		23
合 計	481	29	17		469

(注) 職区分の
 一般行政職とは 以下のいずれにも該当しない職員です。
 税務職とは 主に税務関係業務に従事する職員です。
 看護・保健職とは 主に看護・保健関係業務に従事する職員です。
 福祉職とは 主に福祉関係(保育所、児童館)業務に従事する職員で技能労務職を除いた職員です。
 消防職とは 主に消防関係(消防本部(署))業務に従事する職員です。
 企業職とは 主に企業関係(水道、運輸)業務に従事する職員です。
 技能労務職とは 主に技能関係(運転士、調理員、労務員)業務に従事する職員で企業職を除いた職員です。
 幼稚園教育職とは 主に幼稚園に従事する職員です。

2 職員の給与の状況

(1) 1人当たりの給料の支給額(H19.4.1現在)

(単位：百円)

職 区 分	平均 給 料 月 額	平均 年 齢
一般行政職	3,171	43.75歳
税務職	2,523	34.92歳
看護・保健職	2,828	39.75歳
福祉職	3,255	45.00歳
消防職	3,028	41.58歳
企業職	3,376	48.58歳
技能労務職	3,107	47.00歳
幼稚園教育職	3,535	48.17歳
合 計	3,146	44.17歳

(2) 手当制度の状況(H19.4.1現在)

手 当 名	支給基準及び支給額	支給対象者(人)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,000円 扶養親族でない配偶者がいる場合は、そのうち1人について 6,500円 配偶者がいない場合は、そのうち1人について 11,000円 15歳の誕生日後の最初の4月1日から22歳の誕生日後の最初の3月31日までの期間にある子供については、上記の金額に1人につき5,000円加算	207

通勤手当	交通用具を使用の場合 通勤距離に応じて2,000円～24,500円 公共交通機関を利用の場合 6ヶ月定期券等の額を一括支給 ただし、55,000円を限度	380
住居手当	家賃が12,000円を超える借家等の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 持ち家の場合 2,500円支給(5年間)	107
管理職手当	管理または監督の地位にある職員の職に応じて定額で支給 (平成19年度については支給額に対して25%減額)	134
単身赴任手当	官署を異にする異動または在勤する官署の移転に伴い住居を移転しやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居した職員で異動等に伴う転居、別居の時点で当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する官署に通勤することが困難である職員のうち単身で生活することを常況とし、現在も配偶者の住居から通勤することが困難である職員に支給 月額23,000円	-
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた場合に支給 (勤務1時間当たりの給与額に125/100を乗じて得た額)	163
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務を命じられた場合に支給 (勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額)	104
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までに勤務を命じられた場合に支給 (勤務1時間当たりの給与額の25/100乗じて得た額)	26
特殊勤務手当	職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給	79
管理職特別勤務手当	週休日または休日等に処理を要する臨時または緊急性を有する業務等に従事した場合に支給 勤務1回につき12,000円を超えない範囲	-
宿日直手当	宿日直勤務命令簿により勤務を命ぜられ、その勤務に服した職員に対して支給	-
期末手当	6月期 1.40月分 12月期 1.60月分 計 3.00月分	472
勤勉手当	6月期 0.725月分 12月期 0.725月分 計 1.45月分	468

(注)・時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当の一部については、3月実績分によるものです。
・期末手当、勤勉手当については、平成18年度中の支給割合・支給対象職員数です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間、休暇・休息時間の状況(H19.4.1現在の標準的なもの)

勤務時間等		休憩時間	休息时间	閉庁日
始業時間	終業時間			
午前8時30分	午後5時15分	午後零時～ 午後零時45分	業務の繁閑を計り、1日について15分(H20.4.1から廃止)	・日曜日及び土曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日

(2)年次有給休暇の取得状況(H19.1.1～H19.12.31)

総付与日数(A)	総取得日数(B)	対象職員数(人)(C)	平均取得日数(B)/(C)	消化率(B)/(A)
12,174	3,326	324	10.3	27.3%

(3)育児休業及び介護休暇の状況(H19.4.1～H20.3.31)

・育児休業

	男性(人)	女性(人)
新たに育児休業を取得した者	0	5
前年度から引き続けている者	0	5

・介護休暇

	人数
新たに介護休暇を取得した者	0
前年度から引き続けている者	0

(3)特別休暇制度(H19.4.1現在)

種 類	期 間
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通しや断または隔離	その都度必要と認める期間または時間
風、水、震、火災その他非常災害による交通しや断	その都度必要と認める期間または時間
風、水、震、火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	1週間を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間又は時間
交通機関の事故等の不可効力の原因による場合	その都度必要と認める期間又は時間
証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	その都度必要と認める期間又は時間
選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間又は時間
所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止(台風の来襲等による事故発生防止のための措置を含む。)	その都度必要と認める期間又は時間
通信教育における面接授業を受ける場合	1年につき20日を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間
女性職員が生後満1年に達しない子を育てる場合	1日2回、1回30分
父母、配偶者又は子の祭日	父母または子の死亡後15年の年数内で特別の行事の日
職員の婚姻	週休日を除き、7日を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間
配偶者の分娩	職員の妻が出産するため病院に入院等する日から当該出産の日後2週間を経過する日までで2日間
妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じ1時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間
妊娠中または分娩後に母子保健法第10条または第13条に規定する保健指導または健康診査を受ける場合	次に定める区分及び回数に従い、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認める時間 妊娠23週・・・4週間に1回、妊娠24週から35週・・・2週間に1回等
職員の分娩	医師または助産婦の証明に基づく分娩予定日前6週間目に当たる日から分娩の日後8週間目に当たる日までの期間内においてあらかじめ必要と認める期間
生理日において勤務することが著しく困難である女性職員の生理日	2日を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間
夏期休暇	一の年の7月から9月までの期間内における週休日及び休日を除いて6日間の範囲内の期間
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合	当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる期間
勤続年数が10年、15年、20年、25年、30年及び35年の職員が心身のリフレッシュのため勤務しないことが相当であると認められる場合	新たに採用された日の翌日から起算して10年、15年、20年、25年、30年及び35年を経過する日の属する年の週休日を除いて連続する5日の範囲内において、その都度必要と認められる期間
忌引	職員の親族が死亡した場合で、葬儀等のため勤務しないことが相当であると認められた場合 配偶者、父母・・・7日、子・・・5日 等
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年において5日の範囲内の期間
子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がその子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合につき一の年につき5日間以内
前各号のほか、市長が特に認めた場合	当該事項につき市長が必要と認める期間

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(H19.4.1～H20.3.31)

処 分 内 容	処分者数(人)	処 分 事 由
免 職		
降 任		
休 職	3	病気休暇が引き続き90日を経過
降 給		
失 職		
合 計	3	-

(注) 分限とは・・・職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反してもその身分に不利益な変動をもたらす処分のことです。

(2)懲戒処分者数(H19.4.1～H20.3.31)

処 分 内 容	処分者数(人)	処 分 事 由
免 職	-	-
停 職	-	-
減 給	-	-
戒 告	-	-
訓告等	-	-
合 計	-	-

(注) 懲戒とは・・・職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う行政上の不利益処分のことです。

5 職員のサービスの状況

(1)職務に専念する義務の特例(H19.4.1～H20.3.31)

事 由	人 数
研修を受ける場合	43
厚生に関する計画の実施に参加する場合	134
その他(職務上必要な講演会等へ参加等)	74

(注) 地方公務員法により、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき立場にありますが、職務に専念する義務は、法律又は条例に特別の定めがある場合は免除されます。

(2)営利企業等従事許可(H19.4.1～H20.3.31)

事 由	人 数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員の地位を兼ねる場合	
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	1

(注) 営利企業等の従事許可は、職員の職と当該営利企業等との間に特別の利害関係がなく、またはその発生のおそれがなく、かつ、営利企業等に従事しても職務の遂行に支障がないと認められる場合に許可されます。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)職員研修の状況(H19.4.1～H20.3.31)

区 分	主な内容	参加(受講)者(人)
市主催研修	交通事故防止研修、新規職員研修、人権問題研修、通信研修、本別町行政実務研修等	1,844
市主催以外の研修 ・徳島県自治研修センター他	吏員研修、市町村職員中央研修所研修、人権問題研修、各種専門研修等	195

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)健康診断の状況(H19.4.1～H20.3.31)

区 分	受診者数(人)
各種ガン検診・結核健診	258
人間ドック	185
定期検診等	396
健康相談	25

(2)公務災害の状況(H19.4.1～H20.3.31)

件数	災害の概要
4	前腕切創、尾椎骨折、両大腿挫創、腹部打撲傷等

(注) H19.4.1～H20.3.31の間の公務災害認定状況

8 公平委員会の業務の状況(H19.4.1～H20.3.31)

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求件数	措置要求の概要
0	-

(2)不利益処分に関する不服申立ての状況

申立件数	不服申立ての概要
0	-